

表15

## 相談担当者

cf. 図14、図28

重複なし	合計	担当者					
		医師・嘱託 医	福祉職	保健師	事務職	その他	不明
県域11保健福祉事務所	1,826	85	1,157	679	2	7	2
	100.0	4.7	63.4	37.2	0.1	0.4	0.1
横須賀市保健所	320	0	30	206	34	0	50
	100.0	0.0	9.4	64.4	10.6	0.0	15.6
相模原市保健所	448	6	186	191	0	1	81
	100.0	1.3	41.5	42.6	0.0	0.2	18.1
横浜市福祉保健センター	5,384	135	5,287	232	0	237	3
	100.0	2.5	98.2	4.3	0.0	4.4	0.1
川崎市保健福祉センター	1,246	24	1,007	265	21	14	12
	100.0	1.9	80.8	21.3	1.7	1.1	1.0
県域保健所管内市町村	1,381	29	290	1,102	91	69	5
	100.0	2.1	21.0	79.8	6.6	5.0	0.4
合計	10,605	279	7,957	2,675	148	328	153
	100.0	2.6	75.0	25.2	1.4	3.1	1.4

表16 市町村別精神保健医療福祉の状況表

二次障害福祉圏域	市町村	人口	精神障害者把握数	手帳交付数				32条件数	精神病院数 (指定・非指定)	精神科併設病院数	精神神経科診療所数
				1級	2級	3級	計				
A 二次障害福祉圏域	a		5,160	271	742	231	1,244	3,757	3	3	10
	b		2,084	156	226	58	440	1,329	1	2	10
	c		636	39	83	82	369	435			5
	d		295	22	33	10	65	194			1
	e		506	34	61	19	114	410	1		
合計		737,637	8,681	522	1,145	400	2,232	6,125	5	5	26
B 二次障害福祉圏域	f		1,789	76	173	60	309	1,520	3	2	12
	g		878	38	92	27	157	784		1	2
	h		1,227	43	143	52	238	1,014	1		3
	i		390	18	29	12	59	307			1
	j		28	3	7	2	12	25	1		
	k		2,096	77	176	85	338	1,735	1	1	7
	l		642	26	45	19	90	486			3
合計		813,533	7,050	281	665	257	1,203	5,871	6	4	28
C 二次障害福祉圏域	m		2,944	256	483	144	883	2,724	2	3	12
	n		2,144	95	192	82	369	1,627	1	2	8
	o		452	21	54	24	99	334	1		
合計		659,623	5,540	372	729	250	1,351	4,685	4	5	20
D 二次障害福祉圏域	p		2,687	133	323	95	551	1,973	2	2	4
	q		301	14	22	10	46	201		1	1
	r		284	14	28	5	47	200			
	s		1,788	80	216	83	379	1,390	4		3
	t		896	39	63	26	128	692	1	1	2
合計		586,280	5,956	280	652	219	1,151	4,456	7	4	10
E 二次障害福祉圏域	u		1,814	76	129	45	250	1,324	2	1	6
	v		110	1	7	4	12	65			
	w		270	9	27	8	44	200			
	x		94	4	10	1	15	61			
	y		431	24	41	13	78	317	1		
	z		95	2	3	1	6	56			
	aa		152	2	9	3	14	102			
	ab		140	4	11	2	17	95		1	
	ac		143	5	7	3	15	79			
ad		115	1	11	3	15	77			1	
合計		361,783	3,364	128	255	83	466	2,376	3	2	7
F 二次障害福祉圏域	ae		4,103	216	621	285	1,122	4,595	5	6	10
	af		286	14	44	11	69	218		1	
	ag		200	13	20	16	49	159			
	ah		96	7	8	4	19	68	1		
	ai		91	6	14	3	23	72	1		1
合計		690,589	4,776	256	707	319	1,282	5,112	7	7	11
県域計		3,849,445	35,367	1,839	4,153	1,528	7,520	28,625	32	27	102
横浜市	横浜市	3,507,157	40,598						25	24	104
川崎市	川崎市	1,284,963	3,905						8	8	21
総計		8,641,565	79,870						65	59	227

(注)  
 ①各項目の把握日は次のとおり 人口・32条件数・手帳交付数:平成16年1月31日  
 ②県域市町村の精神障害者の把握数は神奈川県保健福祉事務所の把握数、横浜  
 ③精神神経科診療所数は当所把握数 ④ホームヘルプ、ショートステイは予算

H16.2.1 神奈川県精神保健福祉センター・技術援助資料

社会復帰施設						小規模 通所授 産施設	事業内容				デイケア
生活訓練 施設	福祉ホーム	授産施設		福祉工場	地域生活支 援センター		ホーム ヘルプ	ショート ステイ	グループ ホーム	地域作 業所	
		入所	通所								
					1	1	1		3	11	4
					1	1	1		2	3	1
					1					1	
1						1				1	1
1	0	0	0	0	2	2	4	0	5	17	6
1	1						1			4	4
					(1)		1			1	
							1			1	2
							1			1	
1	1				(1)					2	3
										1	
2	2	0	0	0	1	0	5	0	0	10	9
					1	1	1	1	6	9	3
					1		1		1	5	2
							1			1	1
0	0	0	0	0	2	1	3	1	7	15	6
						1	1	1	4	7	2
							1				
1	1		1		1	3	1	1	4	1	5
							1	1	1	3	
1	1	0	1	0	1	4	5	3	9	11	7
						2	1			1	1
					1		1			1	1
										1	
0	0	0	0	0	1	2	2	0	0	3	2
					1	1	1	1	10	15	4
							1		1		
						1	1		1		
							1			1	
0	0	0	0	0	1	2	5	1	12	16	4
4	3	0	1	0	8	11	24	5	33	72	34
2	0	0	2	0	4	1	1	1	31	58	28
1	0	0	0	0	1	0	1	1	14	21	7
7	3	0	3	0	13	12	26	7	78	151	69

精神障害者把握数：平成14年3月31日 その他：平成15年9月1日(当所把握)  
 市は福祉保健センターの把握数、川崎市は保健所の把握数  
 計上されているものを1と表記した

表17 平成15年度 市町村精神保健福祉事業

二次保健医療圏	保健所	市町村	重点事業	正しい知識の普及等				会議		相談件数(H14)		
				講演会	生活教室	家族教室	その他	関係機関含む	市町村内	実	延	
A 二次障害保健福祉圏域	A	a	ふれあいケアサービスの充実	○	2/週	ひきこもり家族会6/年	(地域交流)「ひきこもり」講演会・相談会他	精神保健福祉関係連絡会議	打合せ随時			
	B	b						ケース会議(随時)				
		c						ケース会議(随時)	ケース会議(随時)			
		d						訪問担当者連絡会				
	C	e										
合計										2,108	8,605	
B 二次障害保健福祉圏域	D	f	地域生活支援事業の充実		1/月			ケース検討会1/月				
		g	円滑な事業の実施(相談から在宅まで)		2/月		(地域交流)事業実行委員会5/年	海老名市精神保健福祉連絡会1/年				
		h	ふれあい相談、相談、調整・家族、ボランティア、生活教室の充実	○	2/月							
		i	地域支援C立ち上げ・ふれあいサービス利用者増加精神保健福祉相談等の充実	○	1/月				ケース検討会7~8/年			
		j										
	E	k	ふれあい事業実施に向けた体制整備	○			地域移行に対するケース講演					
合計	l	生活教室を月2回開催		1/月	4/年						328	1413
C 二次障害福祉圏域	F	m	ふれあいサービスの充実	○				作業所等代表者会議2/年 居宅生活支援事業検討会1/月				
	G	n	ふれあい事業					ケース会議・ケース会議各3/年 ふれあい事業検討会	福祉事務所連絡調整会議1/月			
		o	ふれあい事業の整備・拡充					ケース検討会3/年 市と町のAMN-連絡会	サービス調整会議3/年			
合計											59	4,830
D 二次障害福祉圏域	H	p	ふれあい	○		1/年						
		q	特になし			1/年	講演会(横溝記念まつり)					
		r	特になし	○		1/年						
	I	s	居宅生活支援事業の充実	○	1/月			精神保健福祉業務連絡会2/年	精神保健福祉業務打合せ5/年			
		t	居宅生活支援事業の充実		2/月	1/月	スポーツ交流会	ケース会議(随時)	ケース会議(随時)			
合計											337	1934
E 二次障害福祉圏域	J	u	ふれあい事業の充実	○(健康づくり課)				AMN(関係)社協講演会共催	障害福祉担当課長との打ち合わせ			
		v										
		w				3/年(共)						
		x				1/月(共)						
	K	y	訪問調査	○	6/年(共)			ボランティアセンター(共・共通)	精神障害者業務連絡会1/月	保健師と打合せ		
		z	ニーズ把握の方法検討							保健師と打合せ		
		aa	ふれあい事業立ち上げ									
		ab	ふれあい事業立ち上げ									
合計	ac	ふれあい事業立ち上げ										
ad	ふれあい事業立ち上げ					広報に「ストリス」等説明						
合計											378	1217
F 二次障害福祉圏域	L	ae	ふれあいの充実生活支援C支援	○	4/月	6/年	(地域交流)健康づくりのつどい「こころの健康づくり講演会」・7歳-9歳ケアネット	地域作業所等連絡会議4/年 地域精神保健福祉連絡協議会1/年	ケース会議3/年 AMN-会議1/M			
		af	ネットワーク強化に向けた取組の推進		1/月		地域交流会2/年 100人運動会後援			心の相談室のケア3/年		
	M	ag	福祉制度事務・相談・在宅福祉		3/年			100人運動会後援				
		ah	精神保健事業の推進		1/年			7歳-9歳予防教育2/年 薬物乱用防止教育2/年 100人運動会後援				
		ai	ケアによる心の相談		1/年			心の健康相談6/年 100人運動会後援				
合計											2,236	7,966

H16.1精神保健福祉センター資料(保健予防課・各保健福祉事務所・保健所からの情報提供で作成)

訪問件数(H14)		ホームヘルプ(H15.12末)		ショートステイ(H15.12末)		団体支援	嘱託医相談	社会復帰施設等支援	市町村における調査	備考
実	延	実施予定	利用者数	実施予定	利用者数					
		○				家族会1/月 断酒会3/月	1/週		障害者計画にかかわる調査 (H14)	
		○					1/月 (生活支援C)			相談/訪問:生活支援C委託含む
		○				当事者と家族の会「つつじ会」支援			障害者計画策定アンケート調査 (H13)	
		○								
352	1,622									
		○						生活支援C設置推進		相談:(実)面116 電148(延)面254 電770
		○				家族会2/年 ボランティア 団体2/年 ボランティア団体2/月			精神保健福祉に関するアンケート調査 (H14)	
		○				当事者1/月				
		○					6/年	生活支援C設置推進	障害者実態調査 (H13)	相談:(実)面8 電8(延)面23電140
						家族会20周年記念講演会支援・例会(必要時) 家族会1/月	5/年	生活支援C協議会参加 作業所運営委員会	精神障害者ホームケアサービス等に関するアンケート (H14)	
83	265							生活支援C協議会参加 作業所1/月		
		○			○	家族会:要請に応じ		生活支援C生活支援サービス検討会1/月 各作業所、グループホーム運営委員会	ホームヘルプサービス利用者のアンケート調査 (H15)	
		○				精神保健ボランティア推進委員(社協)12/年		生活支援C運営協議会2/年、茅ヶ崎・寒川作業所等連絡会(不定期)		
		○				ボランティアG「ワン・ハートぽっぽ」(不定期)		生活支援C運営協議会2/年 茅ヶ崎・寒川作業所等連絡会(不定期) 作業所実務会1/月		
30	85									
		○						生活支援C設置推進		
		○							精神保健福祉所持者コード調査 (H14)	
		○			○	家族会(随時)				
		○			○	当事者会1/月 家族会(随時)			精神保健福祉所持者コード調査 (H13)	
83	239									
		○				家族会 6/年		生活支援C設置推進	障害者アンケート策定のためのアンケート(予定)	(共)HWC共催
							6/年(共) 6/年(共)			
		○				家族会		作業所 生活支援C	障害者保健福祉計画策定のための訪問調査 (H15)	
		○						作業所(運営委・業務委)		
104	382									
		○			○	当事者会1/月 家族会1/月 断酒会2/週 兄弟姉妹の会6/年	4/月	地域作業所・グループホーム・生活支援C運営支援	障害者計画策定アンケート調査 (H14)	
		○				家族会3/年 グループホーム定例6/年・運営委員会2/年 家族会1/月 精神保健福祉を考える会1/月 家族会交流会1/月		生活支援C設置推進	障害者計画策定に伴うニーズ調査予定	
		○								
		○				当事者会2~3/年 家族会総会1/年	12/年			
432	1,590									

\*ホームヘルプ・ショートステイ以外はH15.9把握

神奈川県精神保健福祉センター・技術援助資料

表18 平成15年度 市町村精神保健福祉サービス-個人に対して-

二次障害福祉圏域	保健所	市町村	居住生活支援事業等			福祉手当	外国籍等福祉給付金	重度障害者医療費助成
			ホームヘルプ	ショートステイ	グループホーム			
A二次障害保健福祉圏域	A	a	○		3	1級5000円/月 2級4000円/月	○	
	B	b	○		2		○	1・2級
		c				1級4000円/月 2級3000円/月	○	
		d	○					
	C	e	○					
B二次障害福祉圏域	D	f	○					1・2級
		g	○					
		h	○					
		i	○					
	E	j	○					
		k						
C二次障害福祉圏域	F	l						
		m	○	○	6			1・2級
	G	n	○		1	1級2500円/月 2級1500円/月		1級
D二次障害福祉圏域	H	o	○			1・2級17000円/年		
		p	○		4	1級・2級3000円/月		
		q	○					
	I	r	○			1級14000円/年 2級10000円/年 3級7000円/年		
		s	○	○	4	1級35000円/年 2級3000円/年		
E二次障害福祉圏域	J	t	○	○	1	1級25000円/年 2級17000円/年		
		u	○					
		v						
		w						
	K	x						
		y	○					
		z						
F二次障害福祉圏域	L	aa						
		ab	○					
	M	ac						
		ad						
		ae	○	○	10		○	
F二次障害福祉圏域	M	af	○		1			
		ag	○		1			
	ah	ai	○					1・2級
		aj	○					

## (見込み・予定含む)

H15.9 神奈川県精神保健福祉センター・技術援助資料

雇用報奨金 (福祉的就労 事業)	タクシー券等	手帳診断書料 助成(初回)	上下水道基 本料金免除	配食サー ビス	作業所交通 費	32条自己 負担補助 (国保)	その他
40000円/月	660円×4枚/月もしくは 自動車燃料費2000円 ×12枚-1級		○(下)		○	○	
30000円/月					○	○	
			○(上下)		○	○	
			○(上下)		○	○	
		7000円限度			○	○	
	500円×84枚/年-1・2 級				○	○	家庭ゴミふれあい収 集事業
		5000円限度			○	○	
		8000円限度			○	○	ガン検診、基本検診 負担金補助
					○	○	
					○	○	
	660円×4枚/月-1級				○	○	重度障害者交通費災 害見舞金(1級)・ 健康診断費補助
	コミュニティバス半額			○	○	○	宅配給食サービス (昼食週5回まで・1 食400円)
					○	○	
					半額	○	市営施設利用無料 (手帳所持者)
					半額	○	
			○(上下)	○	○	○	宅配給食サービス (夕食週2回・1食 350円) 家庭ゴミふ れあい収集事業
				○(*)	○	○	*他課制度利用
					○	○	歯科2次診療所利用・ 慰安激励バス旅行・ こころの電話相談
	660円×48枚/年-1級				○	○	
					○	○	
					半額	○	
					○	○	就労者へ交通費補助 ~3000円(手帳所持 者)・老健自己負担 補助
					半額	○	
					半額	○	
					○	○	
	660円×36枚/年-1・2 級				半額	○	
	500円×6枚/月-1・2級	4000円限度	○(下)		半額	○	
					○	○	
	タクシー券もしくはガリソ券 600円×72枚/年・もし くはバスカード3000円×12 枚/年(32条利用者)		○(下)		○	○ (申請によ り還付)	32条自己負担補助 は全保険者 ショートステイ(グ ループホーム利用)
					○	○	通院移送サービス
					○	○	



精神保健福祉相談日計表(試験用)の記入要領

平成15年10月

地域精神保健福祉に関する指標開発研究班

## 精神保健福祉相談日計表(試験用)の記入要領

### 1 記入方法

- (1) 試行期間は平成 15 年 11 月 1 日以降の 1 カ月間とする。
- (2) この期間中に取り扱った全ての相談事例について、各業務担当者が下記の基準に基づき「試験用日計表」に記入し、毎週初日に、名欄を隠してコピーをとり、とりまとめ部所に報告。
- (3) 年齢、診断名、状態像などの属性は、当事者の属性について記入する。
- (4) 相談 1 件につき 1 行を使って記入する。  
同一相談者から複数の対象者の相談を受けた場合は複数記入する。

例 複数の精神障害者を持つ家族から、それぞれの障害者について相談を受けたとき。(妻がそううつ病の夫と統合失調症の子供の相談に来所したとき)  
→それぞれ 1 件として記入する

- (5) ①グループワークは「相談」として計上しない。  
ただし、グループワーク終了後に個別援助を行った場合は計上する。  
②同一対象者でも、2 種類以上の疾病の問題が援助の対象となる場合は、あわせて 1 件として記入する。
- (6) 日計表に空欄がないことを確認。性別、年齢について、不明の場合は「不」を記入。  
状態像について、該当すべき項目、特記すべき状態像がない場合は、該当なしの意味で「なし」と記入。

### 2 相談件数の考え方

- (1) 基本的に 1 つのつながりの援助場面（連続して援助を行ったとき）ごとに 1 件と考える。  
ただし、同じ対象者（本人、家族、関係機関職員等）を通して 1 日に何度も面接、電話等の援助を行った場合は、午前 1 件、午後 1 件とし、1 回ごとに 1 件とはしない。
- (2) 日計表に計上するのは、相談記録を記入したものに限る。
- (3) 匿名相談の場合にも、相談記録を作成したうえで日計表に記入する。

例

- ①本人と家族に相前後して面接した。(1件)
  - ②本人と面接しながら医療機関等に電話をした。(1件)
  - ③入院先を確保するため、10ヶ所の病院に電話をした。(1件)
  - ④午前中に本人から電話が2回あった。(1件)
  - ⑤午前中に本人から電話が2回あり、午後に1回電話があった。(2件)
  - ⑥午後、本人と面接した後、改めて家族と面接した。(2件)
- ①②③→1つのつながりの援助場面の例
- ④⑤→午前、午後でまとめる例
- ⑥→対象者が異なる例2

### 3 訪問件数の考え方

同一援助対象者に対し2か所以上の訪問を行った場合、それぞれ1件と計上する。

例

- ①家庭において受診勧奨し、病院に同行した。(訪問延べ2件)  
～ただし、単に待ち合わせのために家庭にいった場合などは含まない。
- ②訪問先で家族と民生委員に面接をした。(訪問延べ1件)
- ③精神障害者を持つ兄と弟の家(2軒)を訪問し、それぞれ面接した。(訪問延べ2件)

### 4 各項目の記入方法

性別 1 男 2 女 (性別はできるだけ確認し、該当するコード番号を記入する)。  
不明な場合は「不」と記入。

年齢区分 実年齢 で記入する。  
不明な場合は「不」と記入。

## 地域保健事業報告

- 1 老人精神保健 2 社会復帰 3 アルコール 4 薬物 5 思春期  
6 心の健康づくり 7 その他

(該当するコード番号を記入する)。重複不可。

**留意事項**：地域保健事業報告には、判断基準として下記のような説明がある（厚生労働省  
地域保健事業報告作成要領）。

相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。

**老人精神保健**：老人及びその家族からの老人性痴呆疾患等に関する相談を計上すること。

**社会復帰**：回復途上にある精神障害者等の社会復帰に関する相談を計上すること。

**アルコール**：アルコール関連問題に関する相談を計上すること。

**薬物**：薬物関連問題に関する相談を計上すること。

**思春期**：精神発達の途上にある者又はその家族からの心の悩み等の思春期精神保健に関する相談を計上すること。

**心の健康づくり**：社会生活において生じるストレスの増大による精神疾患に陥らないための心の健康づくりに関する相談を計上すること。(明らかに精神疾患とみられる者で、医師の診断がなされていない者についての相談も含む。)

**その他**：「老人精神保健」から「心の健康づくり」までに該当しない精神保健福祉に関する相談を計上すること。精神疾患と診断されている者に関する相談はここに計上すること。

**把握区分** 1 把握新 2 年度新 3 再(継続) ※把握新は年度新の外数  
(該当するコード番号を記入する)。

**診断名** 以下の ICD-10 に準拠した診断分類名のうち、いずれか一つを選び、該当するコード番号を記入（複数の診断名がある場合は主たる診断名とする。重複不可）

家庭内暴力、不登校、拒食、過食、非行及び児童の問題行動などがあっても精神疾患との診断がついていないものについては、保留のコード番号を記入し、状態像の欄に記載する。

- 1 痴呆 (F0:アルツハイマー型痴呆、脳血管性痴呆、その他の痴呆)
- 2 症状性精神障害 (F0)
- 3 てんかん性精神障害 (てんかん、F0:てんかん性精神病など)
- 4 その他器質性精神障害 (F0:外傷、炎症、腫瘍、変性などによる脳器質性精神障害など)
- 5 覚醒剤による精神障害 (F1)
- 6 アルコール性精神障害 (F1:アルコール依存症、アルコール精神病、アルコール性てんかん等)
- 7 その他の薬剤性精神障害(F1)
- 8 統合失調症 (F2)
- 9 分裂感情障害 (F2)
- 10 その他精神障害 (F2:非定型精神障害等)
- 11 躁うつ病 (F3:そううつ病、そう病など)
- 12 うつ病 (F3:うつ病、退行期うつ病、気分変調症など)
- 13 神経症性障害 (F4)
- 14 心因反応 (F4)
- 15 人格障害 (F6)
- 16 精神遅滞 (F7)
- 17 その他 (F8 心理的発達の障害、F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 (F99-F98) および特定不能の精神障害 (F99))
- 18 診断保留 (未診断ではあるが、精神病圏内の場合、医師の診察を受けているが診断がつかない場合など。例えば、家庭内暴力、不登校、拒食、過食、非行及び児童の問題行動などがあっても精神疾患との診断がついていないものを含む)
- 19 異常なし

### 参考 ICD10：精神および行動の障害

- F0 症状性を含む器質性精神障害  
痴呆、症状性精神障害、器質性精神障害、てんかん性精神障害、その他
- F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害  
中毒性精神障害：覚醒剤、アルコール、その他薬剤
- F2 精神分裂病、分裂病型障害および妄想性障害  
統合失調症、分裂感情障害、その他
- F3 気分(感情)障害  
躁うつ病、うつ病
- F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害  
神経症、心因反応
- F5 生理的障害および身体因的要因に関連した行動症候群
- F6 成人の人格および行動障害  
人格障害
- F7 精神遅滞
- F8 心理的発達障害
- F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害  
(F99-F98)
- F99 特定不能の精神障害

なお、従来からの「抑うつ神経症」は、ICD10では、F34.1 気分変調症(「抑うつ神経症」「抑うつ人格障害」「神経症性うつ病(2年以上持続のもの)」「持続性不安うつ病」と、F34に含まれない「不安うつ病(軽症または持続性でないもの) F41」などに別れて分類されている。

**状態像** 精神医学的には診断保留ないし、異常なしとされたもの、あるいは診断がついていても、近年注目されている新たな地域精神保健ニーズに該当すると思われる状態像などについてチェックし該当数字を記入する(重複可)。また、その他、注目すべき状態像(例：不登校、よくうつ状態など)については、その他の欄に自由記載方式で記入。特記すべき状態像が内場合は該当なしとして「なし」と記入。

- 1 ひきこもり、2 人格障害的問題、3 子ども虐待、4 食生活上の問題、
- 5 家庭内暴力、6 DV、7 老人虐待、8 希死念慮を伴う「うつ状態」、
- 9 その他

**被面接者** 1 本人 2 家族 3 医療機関 4 関係機関・職員、5その他 のうち  
該当する項目全てをチェックする（重複可）

4 関係機関・職員：警察、福祉事務所、保健福祉センター、市関係課、学校・  
職場、在支、ケアマネ、民生委員、作業所職員、児相、労働機関など

5 その他：友人、AA、市民ボランティア、隣人など

**援助方法** 相談と訪問のいずれかから該当する項目（相談 1所内面接 2電話 3文書）

4 訪問 一つを選び、をチェックする（重複不可）。

訪問の場合には、訪問先について、再掲で訪問先の欄に下記のいずれかに該当  
するコード番号数を記入（重複可）なお、訪問先が3種類を超えた場合には備  
考欄に記入。

**訪問先** 1 家庭 2 社会復帰施設・作業所 3 居宅生活支援事業所 4 医療機関  
5 その他

**相談種別** 1 治療上の問題 2 生活上の問題、3 社会復帰問題、4 こころの健康問題、5そ  
の他 のいずれか一つを選び該当数字を記入（重複不可）。

1、2、3に該当する場合は、再掲で選択（重複可）

○治療上の問題：1 診断に関する問題 2 医療利用上の問題

○生活上の問題：1 生活上の問題、2 家族等の対応、3 経済的問題、  
4 住居の問題、5 就労・就学の問題、6 社会的問題

○社会復帰問題：1 社会復帰、2 社会復帰施設、3 ホームヘルプ、  
4 ショートステイ、5 グループ・ホーム、  
6 社会適応訓練、7 通院医療費公費負担、8、手帳

【注：各項目の具体例については下記の如くである】

### ○治療上の問題

#### 1 診断に関する相談

精神疾患の疑いに関する相談。

受診の必要性の有無，精神保健相談利用希望等

#### 2 医療利用上の問題

病気の治療・療養に関する相談。転院・退院・入院・通院に関する相談  
や病気の理解，

症状への対処，服薬等に関する相談など。

### ○生活上の問題

#### 1 生活上の問題

精神障害者本人からの生活に関する相談。

家族・友人・近隣住民・職場や学校での人間関係に関する相談や日常生活（食事・家事・睡眠・入浴・趣味・消費・金銭管理・冠婚葬祭など）に関する相談。

#### 2 家族等の対応

精神障害者本人への接し方に関する相談。

#### 3 経済的な問題

医療費に関する相談（通院医療公費負担・入院医療援護金・傷病手当・高額療養費など）、税金の控除，障害年金，生活保護等に関する相談

#### 4 住居の問題

住宅取得（賃貸，売買，立ち退き，住み替えなど）に関する相談。

#### 5 就労，就学の問題

職リハ，障害者職業相談，雇用（求職，就職，退職，休職）・アルバイト・学校の入学，退学，休学，復学などに関する相談。

#### 6 社会的問題

ひきこもり，不登校，暴力等，家庭生活・社会生活に生じている問題に関する家族，関係者，近隣住民からの相談。

### ○社会復帰問題

#### 1 社会復帰・社会参加

精神障害者の社会復帰に関する相談。自助グループへの参加・習い事などの社会的な活動への参加に関する相談。

#### 2 社会復帰施設

生活教室・地域作業所・授産施設・援護寮・グループホーム・デイケア・ナイトアなど施設利用に関する相談。

#### 3 ホームヘルプ

ホームヘルプサービスの利用に関する相談

- 4 ショートステイ  
ショートステイサービスの利用に関する相談
- 5 グループホーム  
グループホームの利用に関する相談
- 6 社会適応訓練事業  
社会適応訓練の利用に関する相談
- 7 通院医療費公費負担制度  
法 32 条の通院医療費公費負担制度の申請や更新等に関する相談
- 8 手帳  
法 45 条の精神障害者保健福祉手帳の申請や更新等に関する相談

○ 心の健康相談

対象者本人、家族からの、心の健康に関する何らかの主訴を持つ相談。

○ その他

上記項目にあてはまらない相談

担当者 1 医師 2 福祉職 3 保健師 4 事務職 5 その他 のいずれか一つを選び、該当するコードを記入（重複可）

注：管理職はその他へ

「地域精神保健福祉に関する指標の開発の研究」試験日計表に関するアンケート

市町村：担当者名

1 記入要領について、わかりにくいところ、より明確にしたほうがよいところ等  
はありましたか。

2 試験用日計表の項目について

(1) 使いにくい点はありましたか。

(2) 各自治体共通の項目として有用と思われたものはありますか。

(3) 必要のないものはありましたか。

(4) 追加・改善すべき項目はありましたか。

3 今回の試行業務に関するご意見はありますか。

4 その他、ご意見等ありましたら記入してください。

## 別添資料 4

### 精神保健福祉相談日計表試行実施手順

新たな業務統計日計表試案を作成致しました。つきましては、県内市町村の精神保健福祉業務担当者の皆様方に、下記の手順に従い、日計表試案(様式1)への転記と、本試案に関するアンケート(様式2)にご意見をご記入戴きますようお願い申し上げます。

1. 本業務担当者の方々に、本年 11 月 1 日以降の 1 カ月間の相談業務にかかる既存資料をもとに、日常業務の中で取り扱っている情報を試験用日計表に転記して頂きます。

2. 試験用日計表のコピーと、別添のアンケート項目についてのご意見を神奈川県精神保健福祉センター所長宛にお送り下さい。

3. 送付された試験用日計表(コピー)は、神奈川県精神保健福祉センター所長が責任をもって保管します。そして、分析を終えた時点で、資料はシュレッダーにかけるか焼却するなどして破棄されます。

4. 今回の試行にかかるデータの集計・分析結果と皆様方からのご意見およびそれを踏まえて改訂した共有業務統計フォームと記入ガイドラインを、ご協力戴いた自治体の業務担当者の方々にご報告致します。

以上、ご協力いただいた資料については、責任をもって管理し、分析整理した結果につきましては、後日ご報告をさせていただきますので、本試行につきご理解ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

また、内容や記入に当たって疑問や質問等がございましたら、遠慮なく事務局宛お問い合わせ下さい。

別添資料 5

「地域精神保健福祉に関する指標の開発の研究」試験日計表に関するアンケート回答まとめ

A アンケート質問項目別

1 記入要領について、わかりにくいところ、より明確にしたほうがよいところ等はありませんか。

1	社会復帰後の問題で、障害者年金の受給等に関することは、8手帳に含まれるのか？	県城市町村	相談種別
2	実人数ごとではない集計の有用性がわからない	県城市町村	件数
3	痴呆についてどのようなケースを計上するのか	県城市町村	診断名
4	当事者家族からの相談の場合わかりやすいが、近隣者や友人などからの相談の場合、ほとんどの項目について記入するのに迷った。	県城市町村	その他
5	地域保健事業報告、心の健康づくり、その他の具体例	県城市町村	地域保健
6	相談種別 心の健康問題について有用だと思う	県城市町村	相談種別
7	要領全体のレイアウトが見づらかった	県城市町村	レイアウト
8	訪問と相談は分けて集計するので集計表も分けた方がよい。	県城市町村	件数
9	地域保健報告のところ	県城市町村	地域保健 事業
10	手帳、32条の相談が多いのですが、どこに入れたらいいのか迷いました。社会復帰に入れるのかなと思ったりするのですが、入院中の方が福祉制度を使いたくて取得したという相談の場合だと、社会復帰ではないと思い「その他」にした・・・。そこが分かりにくかった。	県城市町村	相談種別
11	診断名について、例えばアルコール依存症だったものが、快復し別の診断名がついた場合、同一年度内でも診断名を変更するのか。	県城市町村	診断名
12	その他の状態が自由記載になっているが、各項目の個別評価基準の検討を前提に(ニーズ)(尺度)を明確化できると、マネージメント、アセスメント、モニタリングへの流れにもつながる	県城市町村	状態像
13	アンケートのように問題用紙、回答用紙のようにしていただければ回答しやすかったと	県城市町村	その他
14	報告日は翌月にしたがそれでよいか？	県城市町村	その他
15	作業所交通費助成についての相談は再掲欄に該当するものがない	県城市町村	相談種別
16	文書は個人宛の通知文書も援助とみなすか。	県城市町村	援助方法
17	援助方法が電話、文書の場合があるのに、対象者のことは「被面接者」となっているので、より適切な表現はないか。	県城市町村	援助方法
18	慣れないため大変時間がかかりました。	県城市町村	その他
19	相談記録を記入したものに限る。とありますが、ケースの個票に記入したものに限りませんか？ 単発の相談は保健師間共有の相談ノートに記入しているのですが、それでもよろしいでしょうか。	県城市町村	件数
20	地域保健事業報告や保健師活動報告とあげ方に違いがありますが、別々のものとして考えてよいか。例えば、産婦の訪問。活動報告だと母子で掲げるが、その人が産後うつだと精神の日計表として掲げる。	県城市町村	地域保健
21	状態像：生活上に問題に伴う不安がある人の場合には「なし」ともいえず、記入に判断に迷った。必要性は感ずるが、項目としては選択肢を変えてもよいと思われる。	県城市町村	状態像
22	日計表記入の理由がいまいち解りにくかった。	県城市町村	全般
23	どのように活用できるのか、各々の項目にもつ意味が分からなかった。	県城市町村	全般
24	1件の数え方がわかりにくい	県保福事務所	件数
25	状態像に「なし」が多くなり過ぎる。項目として挙げる趣旨からすれば現在の問題を明確にするには「近隣苦情」「要医療(医療に繋ぐ困難さ)」「医療中断」「要生活支援」を追加してはどうか	県保福事務所	状態像
26	相談件数の計上の仕方が分かりにくい。(対象、電話と面接)	県保福事務所	件数
27	老人でも未診断の人は心の健康づくりか？(地域保健事業報告)	県保福事務所	地域保健
28	把握区分は？ 12/1から再でつけてよいか	県保福事務所	把握区分
29	診断名「～の疑い」は？。未診断があった方がよい。	県保福事務所	診断名
30	パニック障害はどこにつけるのか	県保福事務所	診断名
31	相談種別における「こころの健康づくり」に関し、地域保健事業報告と今回の統計とは考え方が全く異なるので、混乱があった。注意を促す必要があると思う	県保福事務所	相談種別
32	相談種別が日計表では重複可とあり、記入要領では重複不可となっている。	横須賀市	相談種別
33	ニーズがあると思われるが、はっきり把握できないときがあり、状態像をとらえきれず、どうしたら良いか判断に迷う。	横須賀市	状態像
34	状態像「なし」の場合はどこに記入するのか。	横須賀市	状態像
35	状態像「なし」をコード化してほしい。	横須賀市	状態像
36	食生活の問題は摂食障害ととらえてよいか。	相模原市	診断名
37	状態像の虐待については「虐待をしている」ととらえるのか「被虐待」なのか	相模原市	状態像
38	診断名の神経症と心因反応の判別がしにくい。	相模原市	診断名
39	実年齢の記入は、匿名相談の場合不明。	横浜市	年齢
40	状態像(その他)が記入しにくい。何のための記載なのか。	横浜市	状態像
41	状態像の項目はどのような理由で設定されたのか。「その他」が多くなる。	横浜市	状態像
42	地域保健事業報告の「7」(その他)が多くなると思うのですが、その他が続くと違和感があるので、精神全般とするとあいまいでしょうか。	横浜市	地域保健
43	状態像はもう少し改善の余地があると思います(ひきこもり、暴力、うつ状態、その他ぐらいいしぼるとか)。	横浜市	状態像
44	地域保健事業報告の該当項目、状態像のところが、記入する際わかりにくい所であった。	横浜市	地域保健
45	状態像がわかりにくいです(その他にどのようなものを記入したらよいでしょうか)。	横浜市	状態像
46	診断名に「摂食障害」があってもよいのでは、と思います。	横浜市	診断名
47	24条、23条はいれるのか	川崎市	その他